

令和6年度

入学手続要項

- ■ 総合型(創造)選抜
- ■ 総合型(デジタルイノベーター発掘)選抜
- ■ 学校推薦型選抜(指定校制)
- ■ 学校推薦型選抜(公募制)
- ■ 学校推薦型選抜(専門高校)
- ■ 学校推薦型選抜(帰国生徒指定校制)
- ■ 特別選抜(帰国生徒)
- ■ 特別選抜(社会人)
- ■ 特別選抜(外国人留学生)



世界文化に技術で貢献する

師弟同行、師弟共生の教育を以て、

- ・ 広く世界に知識を求める好学心を持つ人材の育成、
- ・ 自ら学び、自ら思索し創造する人材の育成、
- ・ 自由闊達、機智縦横な人材の育成、
- ・ 善隣及び協力をつくり上げていく人材の育成、
- ・ 高度な専門知識と豊かな教養を持つ、
学理及び技術に優秀な人材の育成、

を目指す。

千葉工業大学アドミッションポリシー 【千葉工業大学が求める学生】

本学の建学の精神及び教育目標等に応ずる教育基本理念を理解し、本学の教育研究に強い関心を持ち、自らを向上させ技術者としての知識を身につけようとする意欲あふれる学生、高度な専門知識と豊かな教養を兼ね備えた技術者に成長できる資質を持った学生を求めています。

※各学部・学科のアドミッションポリシーは、本学Webサイトをご確認ください。

目次

入学手続について／入学までの手続の流れ	4
1 入学手続締切日	5
2 入学納付金の納入	6
3 入学手続書類について	7
4 学生登録情報の入力について	8
5 令和6年度入学式およびガイダンス(予定)	8
6 合格通知書および証明書の発行	8
7 授業時間	8
8 寄付金のお願い	9
9 入学辞退	9
10 その他	9
入寮を希望する方へ	10
千葉工業大学学生共済会について	11
千葉工業大学PPAについて	16
千葉工業大学同窓会について	21
アパート・マンション紹介および学生総合補償制度のご案内	22
個人情報の取扱いについて	23
交通機関案内図	

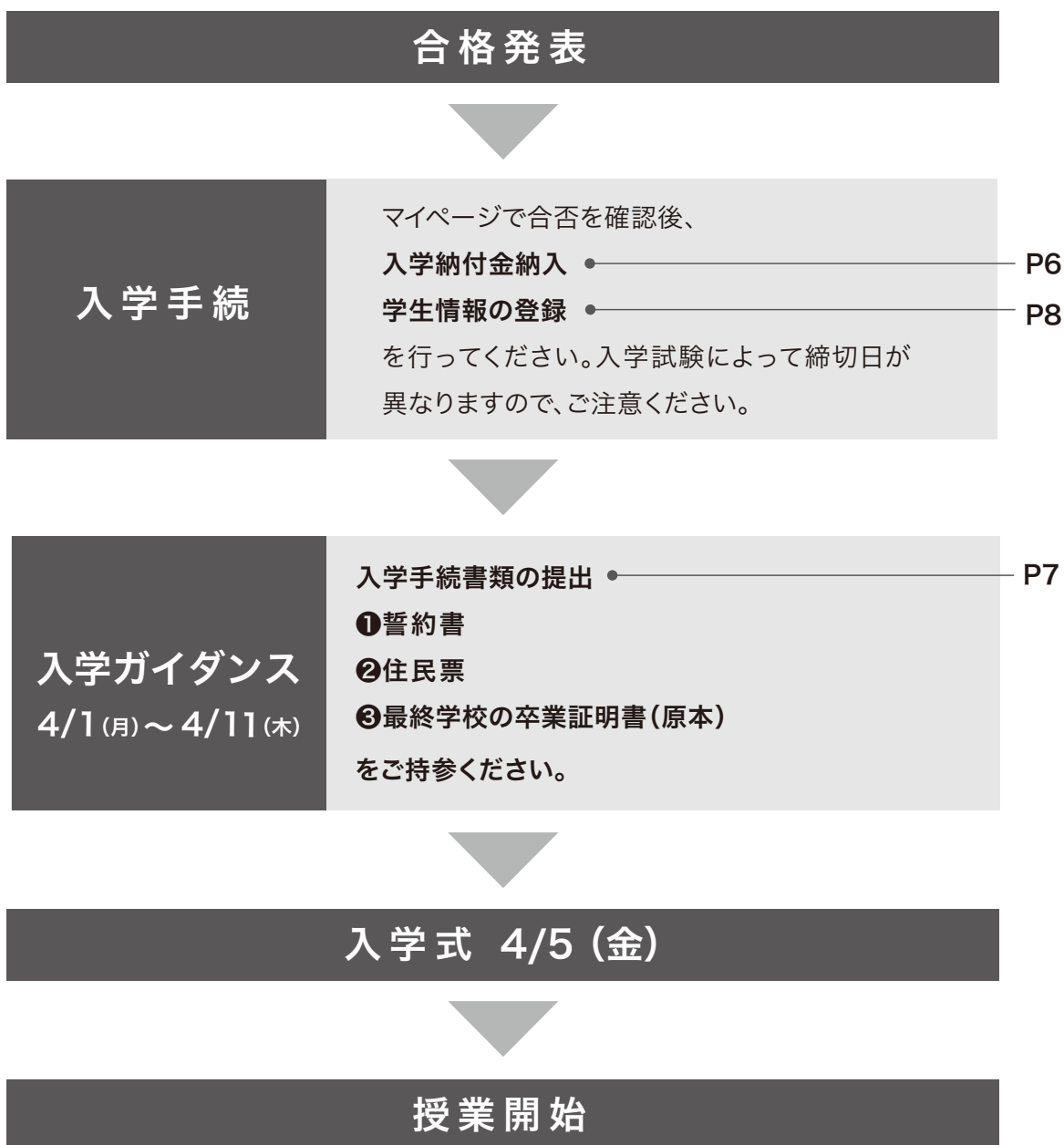
令和6年度の入学手続について

合格おめでとうございます。

この要項は、入学手続に必要な事項が記載されています。以下の記載事項に従って、間違いのないよう、指定期限までに所定の入学手続を完了してください。

なお、入学手続日までに手続きが完了しない場合は、当該合格者に入学の意思がないものとみなし、締切後の入学手続は一切受け付けません。手続未完了者に対して個別に催促等の通知は行いませんので、各自の責任で手続を完了させてください。

入学までの手続の流れ



1 入学手續締切日

納付金納入締切日は金融機関窓口で振込の場合、出納印有効。
クレジットカード等で納入の場合は、15:00まで有効。

総合型（創造・デジタルイノベーター発掘）選抜

入学金・入学金以外の納付金	学生登録情報の入力	入学手続書類
11月10日（金） 出納印有効	2023年11月24日（金） ↓ 2024年3月31日（日）	入学ガイダンス持参
▶P.6	▶P.8	▶P.7

学校推薦型選抜（指定校制・公募制・専門高校・帰国生徒指定校制）

入学金・入学金以外の納付金	学生登録情報の入力	入学手続書類
12月14日（木） 出納印有効	2023年12月20日（水） ↓ 2024年3月31日（日）	入学ガイダンス持参
▶P.6	▶P.8	▶P.7

特別選抜（帰国生徒・社会人・外国人留学生）

入学金・入学金以外の納付金	学生登録情報の入力	入学手続書類
12月14日（木） 出納印有効	2023年12月20日（水） ↓ 2024年3月31日（日）	入学ガイダンス持参 （一部書類のみ12月14日（木） 消印有効）
▶P.6	▶P.8	▶P.7

2 入学納付金の納入

(1) 納入金額 [令和6年度入学者]

(単位：円)

全学部共通							
区 分 科 目				年 額 納 入	分 割 納 入		
					前期	後期(入学後)	
入 学 金				250,000	250,000	—	
入学金以外の納付金	授 業 料			1,390,000	695,000	695,000	
	諸 会 費	学生共済会	入会金	2,000	2,000	—	
			年会費	2,500	1,250	1,250	
		PPA	入会金	10,000	10,000	—	
			年会費	10,000	5,000	5,000	
		同窓会終身会費分納金			10,000	5,000	5,000
		小 計			1,424,500	718,250	706,250
合 計				①1,674,500	②968,250	706,250	

※2年次以降、授業料は毎年5万円増となります。
※消費税法により、学生納付金は非課税です。

(2) 納入方法

- マイページの「入学手続の登録・確認」より、入学手続締切日までに納付金手続をしてください。
- 入学時の納入金額は①年額納入もしくは②分割納入(前期分)を選択いただけます。
マイページにて「入学金及び入学金以外の納付金(年額)」もしくは「入学金及び入学金以外の納付金(前期)」を選択の上、納入してください。
- 納入方法は、マイページにて「振込用紙(金融機関窓口)」、「クレジットカード」、「コンビニエンスストア、銀行ATM(ペイジー)、ネットバンキング」から選択してください。なお、振込手数料およびオンライン決済のサービス利用料は依頼人様のご負担となります。
- 分割納入した場合の残額(後期分)の納入方法については、8月下旬にインターネットを利用した専用ページ(CITポータル)にて保証人様宛にお知らせします。
- 本学窓口での支払はできません。

(3) 注意事項

- 入学手続締切日までに指定金額を納入してください。これを過ぎた場合、当該合格者に入学の意思がないものとみなし、入学手続は一切受け付けません。
- 一度納入した入学金は、原則としていかなる理由でも返還できません。
- 外国人留学生は、授業料減免制度の関係により、②分割納入を選択してください。
- 国の修学支援制度による授業料減免については、入学後の申請となります。入学手続の際は、原則として上記金額を②分割納入にて納入してください。入学後、認定結果に基づき、入学金および前期授業料の減免額を返還します。詳細については、本学Webサイトをご確認ください。<https://www.it-chiba.ac.jp/expense/scholarship/kyuuhu/>
- 振込領収書等は、ご本人が保管してください。大学に提出する必要はありません。

3 入学手続書類について

全学部共通

①～③の書類は全員提出してください。

④、⑤は対象者のみ手続きをしてください。

いかなる場合でも、入学手続書類の返却はできませんので、ご了承ください。

提出書類	注意事項	提出日
① 誓約書	- マイページの「各種書類のダウンロード」よりPDFをダウンロードしてください。 - 印字されている受験番号、学科名、生年月日をご確認ください。 - 本人氏名および身元保証人欄をそれぞれ自筆で記入してください。	入学ガイダンスに持参 4月1日(月)～11日(木) 事前に郵送する必要はありません。 ガイダンスの詳細はWebサイトを参照
② 住民票	- 発行日より3ヶ月以内のものを提出してください。 - 学生本人のみ記載のもので、本籍地や続柄・マイナンバーの記載は不要です。 - 外国籍の方は、国籍・地域、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日が記載されているものを提出してください。	
③ 最終学校の卒業証明書(原本)	- 高等学校卒業者は「卒業証明書」を、高等学校卒業程度認定試験または大学入学資格検定合格者は「合格証明書」または「合格証書(コピー可)」を提出してください。 - 特別選抜(帰国生徒・社会人・外国人留学生)の既卒者(出願時に提出した者)は提出する必要はありません。	

提出書類は、全て黒のボールペン(鉛筆・消えるインクは不可)を使用し、楷書で正確に記入してください。

特別選抜(外国人留学生)で合格・入学手続をされる方

提出書類	注意事項	提出締切日
④ 日本留学試験の受験票(原本)	- 日本留学試験時に日本学生支援機構が発行した受験票で、出願する際に成績利用を希望した受験回のもので提出してください。 - マイページの各種書類ダウンロード内「封筒宛名ラベル」をダウンロードし、市販の長3封筒で郵送してください。	12月14日(木) 消印有効

外国籍の方(特別永住者含む)

対象者は全員、CIT外国籍学生基本情報シートをオンライン上(Googleフォーム)にて提出してください。

提出書類	注意事項	提出締切日
⑤ CIT外国籍学生基本情報シート	- 下記入力フォームより必要事項を入力してください。 https://forms.gle/urxzBpVipKMkGHi27 ※Googleアカウントが必要となります。 ※以下の2点の資料も同シート内でアップロードしてください。 - パスポートの写真、氏名、生年月日等が記載されているページ - 在留カード(表裏)または特別永住者証明書(表裏)	12月14日(木) 正午まで



＜上記⑤の入力内容に関する問い合わせ先＞千葉工業大学 教学センター(国際交流担当) 電話: 047-478-0245 または 047-478-0230

4 学生登録情報の入力について

学生登録情報は、入学後の学生生活上で必要となる本人情報、保証人情報および健康上の情報等について、インターネットを利用した専用ページから入力していただきます。マイページの「入学手続の登録・確認」より、新入生情報入力をしてください。登録方法は別途お知らせします。

なお、入力期間は以下のとおりとなりますので、内容をご確認の上、必ずご入力ください。

試験種別	入力期間
総合型(創造)選抜 総合型(デジタルイノベーター発掘)選抜	2023年11月24日(金)～2024年3月31日(日)まで
学校推薦型選抜 特別選抜	2023年12月20日(水)～2024年3月31日(日)まで

5 令和6年度入学式およびガイダンス(予定)

入学式は令和6年4月5日(金)幕張メッセイベントホールにて挙行いたします。

入学ガイダンスは4月1日(月)から4月11日(木)に実施します。

日程・詳細は、2月下旬に本学Webサイトにてご案内します。

6 合格通知書および証明書の発行

公的機関などへの提出で合格通知書が必要な方は、マイページの「各種書類のダウンロード」よりPDFをダウンロードしてください。

また、学生証、在学証明書、学生旅客運賃割引証、通学定期証明書等の発行は、入学後となります。

ガイダンス時に説明します。

7 授業時間

原則として1・2年次は新習志野キャンパス、3・4年次は津田沼キャンパスで授業を行います。

授業時間帯は下表のとおり、9:00から19:00となります。通常は1・2限 9:00～11:00のように

120分単位で授業を行います。修学に関する詳細はガイダンス時に説明します。

通常授業時間（月～土）【令和5年度参考】

時 限	1 限	2 限	3 限	4 限	5 限	6 限	7 限	8 限	9 限	10 限
時 間	9 : 00 }	10 : 00 }	11 : 00 }	12 : 00 }	13 : 00 }	14 : 00 }	15 : 00 }	16 : 00 }	17 : 00 }	18 : 00 }
	10 : 00	11 : 00	12 : 00	13 : 00	14 : 00	15 : 00	16 : 00	17 : 00	18 : 00	19 : 00

8 寄付金のお願い

千葉工業大学では、入学後に寄付金のお願いをしています。

この寄付金は任意ではございますが、教育研究体制の整備・充実を図るためご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

9 入学辞退

入学手続完了後、事情により本学への入学を辞退する場合（学校推薦型選抜（指定校制）を除く）は、マイページの「入学辞退手続」より必要事項を入力・ダウンロードの上、**2024年3月31日（日）（必着）**までに、宛名シートを長3封筒に貼付して郵送してください。

期限までに提出があった場合に限り、入学金以外の納付金を返還します。

※提出期限を過ぎた場合には返還できませんので、ご注意ください。

※一旦「入学辞退届」を提出した場合、辞退の取り消しはできません。

入学辞退に係る入学金以外の納付金の返還時期について

「入学辞退届」の受理日により、返還時期は次のとおりとします。

12月14日（木）までに受理：1月23日（火）に返還予定

2月23日（金）までに受理：3月15日（金）に返還予定

3月14日（木）までに受理：4月9日（火）に返還予定

3月31日（日）までに受理：4月25日（木）に返還予定

10 その他

- (1) 自動車による通学は禁止しています。ただし、自転車・オートバイの利用は本学が許可した者に限り認めています。
- (2) 学科により、学生保有のノートパソコンを授業で使うことがあります。
対象学科の入学手続完了者には、学科推奨のノートパソコン購入について別途ご案内します。
- (3) 健康増進法における「受動喫煙の防止」の規定により、キャンパス内は全面禁煙です。

入寮を希望する方へ

学生寮の目的

学生寮では、共同生活を通じて修学を助成するとともに、社会の秩序、規律と人を思いやる精神を身につけた、優れた人格を持った学生を育成することを基本方針としています。そのため600余名の集団の中で、互いに切磋琢磨して「個」を高めあう教育寮を目指しています。

概 要

寮は新習志野キャンパス内にあり、収容定員は男子寮496名、女子寮116名、1室1名の個室になります。室内にはベッド(寝具付)・机・椅子・洋服ダンス・書棚・エアコン・無線LANなどの設備があります。共同利用設備として食堂・浴場・シャワールーム・コインランドリー・パブリックスペース等が設けてあります。

寮の運営は、寮生の自治組織である寮友会と大学の学生委員会が協働して行っています。寮友会は、お互いの寮生活を充実させるために様々な行事を実施しておりますので、寮生はこれらの諸行事にも積極的に参加することが義務付けられています。

集団の中では、自分を主張するだけでなく、まず相手を理解することが必要です。お互いの価値観が異なる中で、相手と知識の交換や価値観を共有したり、それぞれが持っている知識を持ち寄り、まとめて行く協働力が重要となっています。そのため寮では、将来社会人として巣立つ際に重要となる礼儀作法や、ルール・マナーを身につけることを目的とした行事にも参加していただきます。

入寮期間は、原則入学から2年次までの2年間としますが、寮運営を担当していただける場合に限り、選考の上、最大4年次まで延長が可能です。ただし、留年した場合や学生寮の規定に違反した場合には退寮していただきます。なお、一時的な住まいのための入寮はできません。また、居住可能な期間は、授業期間内としており、夏期・冬期・春期休業期間は原則帰省していただきます。入寮に際しては、アパートや下宿の替わりではなく、学生同士が共に研鑽する場であることをご理解の上お申し込み願います。

入寮申請・選考

入寮を希望する方は、マイページの「各種書類ダウンロード」より入寮願をダウンロードし、必要事項を記入の上、指定期日までに送付してください。

入寮に際しては、入寮を希望する理由・居住地からの通学時間(概ね1.5時間以上)・高等学校までの課外活動歴・学業成績などを基に選考を行い、入寮を許可します。

選考結果は本人に通知します。入寮を許可された場合は、指定期日までに入寮費をお振込みの上、入寮手続を完了してください。手続完了の方は、指定された入寮日に指定書類を持参して入寮することになります。

入寮関係日程

入寮願締切日 【消印有効】	選考結果発表日 【夕方発送】	入寮費納入期限 【出納印有効】	入寮手続書類締切日 【消印有効】
12月14日(木)	12月21日(木)	1月10日(水)	1月10日(水)

※指定の期限までに「入寮費」の納入および「入寮手続書類」の提出がない場合は、入寮の意志がないものと判断しますのでご注意ください。また、入寮願提出後に辞退される場合は、学生寮までご一報願います。

年間諸費用

入	寮	費	50,000円	入寮時のみ (返却いたしません)
寮		費	400,000円	年 額
食		費	199,000円	年 額 (1日2食、ただし夏期・冬期・春期休業期間を除く)
合	計		649,000円	

※食費には消費税10%が含まれております。個室電気料金は個人負担になります。

入寮についてのお問い合わせは、学生寮までお願いします。 TEL 047-454-6444

学生寮ホームページ <https://www.it-chiba.ac.jp/support/support/dormitory/>

入寮願提出に際し、寮生活での心構えや団体生活での注意事項の詳細が掲載していますので、必ずお読みください。

保護者各位

千葉工業大学学生共済会
会長 瀬戸 熊 修

拝啓

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

このたび、ご子息、ご息女におかれましては、本学の入学試験において見事合格され、保護者の皆様のお喜びもひとしおのことと心よりお祝い申し上げます。

本学では、「千葉工業大学学生共済会」を昭和63年に設立し、相互扶助の精神に基づき、会員（本学学生）の健康増進、学業継続支援、福利厚生を目的として様々な事業を展開しております。

また、会員本人だけでなくその保護者が利用できる制度もあり、幅広くサポートできる総合的な配慮をしております。

昨今では、特に経済環境の急変にともない、修学の熱意があるにもかかわらず学費の支弁が著しく困難となり勉学に専念することが難しくなったり、心と身体に悩みを抱えるケースなど様々なトラブルに巻き込まれる学生や保護者の皆様に本制度を有効にご活用いただいております。

本会にはご子息、ご息女の入学と同時に入会していただくことになっておりますので、次頁の共済会のあらましをご覧の上、入会金、会費をお振込みくださいますようお願いいたします。

敬 具

入 会 金 2,000円（入学時のみ）

会 費 2,500円（年額）

（注）学生共済会費につきましては、入学金以外の納付金（P.6 参照）として含まれております。

千葉工業大学学生共済会のあらまし

- (1) 千葉工業大学のすべての学生が会員です。
- (2) 千葉工業大学の全学生による相互扶助の精神に基づき、会員の疾病、傷害、死亡、災害について救済し、さらに健康増進、学業継続の援助および福利厚生を図ることを目的としています。
- (3) 運営は本会の理事会の委嘱を受けた運営委員会が行います。

〈見舞金について〉

会員の疾病、負傷、死亡、災害等に備えて下記の見舞金などを給付します。

見舞金種類	範囲(内訳)	見舞金額
入院見舞金	a. 正課中・大学行事中の傷害 b. 通学中・大学施設等移動中・ 課外活動中・大学施設内の傷害 c. 疾病(7日以上) d. 上記以外(15日以上) (交通事故を含む)	4,000円/1日(180日限度) 3,000円/1日(180日限度) 2,000円/1日(60日限度) 1,500円/1日(60日限度)
死亡弔慰金	a. 正課中・大学行事中の傷害 b. 通学中・大学施設等移動中・ 課外活動中・大学施設内の傷害 c. 疾病 d. 上記以外(交通事故を含む)	事故後180日以内 200万円 事故後180日以内 100万円 20万円 15万円
後遺障害見舞金	a. 正課中・大学行事中の傷害 b. 通学中・大学施設等移動中・ 課外活動中・大学施設内の傷害 c. 上記以外(疾病を除く)	最高200万円 最高100万円 最高15万円
災害見舞金	学生の居住する自宅・下宿・ アパート等の焼失、滅失	災害の程度により最高10万円
通院見舞金	a. 正課中・大学行事中の傷害 b. 通学中・大学施設等移動中・ 課外活動中・大学施設内の傷害	1,000円/1日(1~15日) 1,000円/1日(5~15日)

- ① 上記見舞金は理事会の議決を経て変更することがあります。
- ② 上記に該当する事態が起きた場合は、すみやかにクラス担任・教学センター津田沼学生担当あるいは教学センター新習志野学生担当まで連絡してください。

〈学生納付金貸与について〉

会員の経済環境の急変にともない、修学の熱意があるにもかかわらず、学費の支弁が著しく困難になり、退学または休学を余儀なくされる会員に対して、学業の継続を援助することを目的として学費の一部を貸与します。

(1) 対 象

- ア) 学費支弁者が死亡または生別
- イ) 学費支弁者が失職
- ウ) 学費支弁者が病気または事故
- エ) 学費支弁者が火災・風水害等のため高額出費があった場合
- オ) 家庭内において病気傷害等のため高額出費があった場合
- カ) その他、運営委員会が特に必要と認めた場合

(2) 申 請 期 間

受付は、随時行い、前期は7月15日、後期は1月15日を最終締切日とします。
ただし、当日が休日の場合にはその前日を締切日とします。

(3) 貸 与 額

原則として当該学年次の学費相当額の2分の1とし、在学期間中の貸与総額は、300万円までです。

(4) 利 率

無利子とします。

(5) 返 還 期 間

在学中は、返還を猶予し、卒業後（最短卒業年数）5年・7年・10年（選択制）以内に返還します。

(6) 選 考

提出書類を審査の上、運営委員会委員が面接を行い、学業継続の意志・学費支弁の困窮度・人物・健康・学業成績などから選考します。

(7) 問い合わせ

経済環境の急変などがあり、貸与を希望するものは、**クラス担任・教学センター津田沼学生担当・教学センター新習志野学生担当**あるいは**学生相談室**などで相談に応じます。

〈学生教育研究災害傷害保険について〉

本共済会は、公益財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険へ団体加入していますので、その傷害の度合い、状況により共済会の見舞金とは別に保険金が給付されます。

「こころとからだの元気サポート」 「オンラインカウンセリングサービス」について

学生共済会が、外部専門機関（ティーベック株式会社）と契約して行うサービスです。

1. こころとからだの元気サポート

電話（フリーダイヤル）による24時間の健康・医療相談サービスです。また、面談によるカウンセリングやWebによるメンタル相談も可能となっていて、会員本人（学生）だけでなく保護者まで利用することができます。

（内 容）

（1）電話・Web相談（24時間・年中無休）

- ・健康や医療の相談
- ・こころの悩み相談
- ・医療機関情報の提供

（2）面談によるカウンセリング（予約制）

（連絡先）

- ・相談およびカウンセリング連絡先：0120-047-497（携帯電話可）

（ご利用に際して）

- ・入学後にCITライブラリに掲載される「学生共済会のしおり」をご確認ください。
- ・面談によるカウンセリングを利用される場合は、学生証と健康保険証（コピー可）が必要となります。
- ・学生と保護者がサービスをご利用になれます。
- ・救急に関するご要望には対応しておりません。
- ・入院、転院を目的としたサービスではありません。
- ・その他、ご利用に際しての諸条件がありますので、お電話にてお気軽にお問い合わせください。

2. オンラインカウンセリングサービスについて

学生共済会が外部専門機関（株式会社cotreeコトリー）と契約して行うサービスです。24時間365日利用可能なオンラインカウンセリングサービスで、悩みに合わせてカウンセラーを自分で選ぶこともできます。会員本人（学生）のみ利用することができます。

（内容）

（1）オンラインカウンセリング

- ・話す（ビデオ、電話によるカウンセリング）
- ・書く（テキストメッセージによるカウンセリング）

（ご利用に際して）

- ・法人専用カードから登録が必要となりますので、入学後にCITライブラリに掲載される「学生共済会のしおり」をご確認ください。
- ・学生のみサービスをご利用になれます。

学生補償サポート制度

学生共済会が、(株)シー・アイ・ティ・サービスを通じ、損害保険ジャパン(株)と契約して行うサービスで自転車等の事故により加害者となった場合の賠償責任事故が補償されます。(上限1億円) 24時間365日補償し、示談交渉サービスも付帯されております。

(注)自動車およびバイクの事故は対象外となります。

補償内容と保険金

担保項目・補償内容			保険金額
他人への賠償	個人賠償責任補償	国内・国外を問わず、日常生活上、誤って他人にケガさせたり、他人の財物を壊した際の損害賠償金および費用(訴訟費用等)を補償します。	1億円
ケガの補償	死亡・後遺障害補償	ケガで死亡したときおよび後遺障害を被ったときに補償します。	10万円

※個人賠償責任補償については学生本人と生計を共にする同居の親族も対象となります

学生サポート制度の特徴

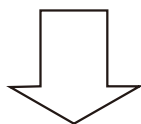
- ① 賠償事故は1億円まで補償 ※示談交渉サービス付き
- ② 急激かつ偶然な外来の事故(犯罪やひき逃げも含みます)による死亡・後遺障害を国内・海外問わず24時間365日補償
- ③ 『細菌性食中毒』『ウイルス性食中毒』などによる死亡・後遺障害も補償
- ④ 地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる死亡・後遺障害も補償

もしも事故に遭われたら

事故に遭われたら、その場で示談せず、事故の報告を保険会社へただちに連絡してください。

下記電話番号に連絡してください。後日、保険会社より連絡が入ります。

損保ジャパン 事故サポートセンター(24時間365日受付)



電話番号 0120-727-110 ※携帯電話からもご利用いただけます

まず千葉工業大学の学生であることをお伝えください。

保護者各位

千葉工業大学PPA
会長 瀬尾千里

拝啓 時下ますますご清祥のことと存じ上げます。

今般ご子女がめでたく合格され、皆様お喜びのことと心からお祝い申し上げます。

さて、本学では、昭和24年に保護者と大学教職員によってPPA(Parents and Professors Association)が組織され、会則にしたがい、学生の修学環境や課外活動の充実とその支援などを主とする諸事業を行っております。

なお、PPAにはご子女の入学と同時に入会していただくこととなっておりますので、下記のとおり、入会金および年会費をお振込みくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

入会金	10,000円(入学時のみ)
年会費	10,000円

(注) ① 入会金および年会費は、入学金以外の納付金(P.6 参照)として含まれております。

② 入会金につきましては、同時に2人以上のご子女が本学に在籍している場合、2人目以降の入会金は返金させていただきます。

なお、対象となる方には、6月頃 PPA 事務局から、返金の手続き方法についてご案内をお送りさせていただきます。

また、PPA の会長、副会長および監事各 1 名と各学科の評議員(各学科 2 ～ 4 名)には、保護者の方にご就任いただくこととなっております。

毎年、入学式終了後の各学科による保護者向けガイダンスの際に、クラス担任より評議員募集のお願いをしておりますので、PPAの意義と活動をご理解いただき、是非立候補をお願い申し上げます。

千葉工業大学P P A会則

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この団体は、千葉工業大学P P A(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を千葉県習志野市津田沼2丁目17番1号、千葉工業大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、保護者と教職員が協力して千葉工業大学(以下「本学」という。)のために、教育の充実と研究の発展を図り、併せて会員相互の親睦と教養を深め、かつ教職員および大学院学生ならびに学部学生(以下「学生」という。)の福祉増進を援助することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学生の教育・研究および就職活動に対する援助。
- (2) サークル活動を中心とした課外活動ならびに学生が企画する大学行事に対する援助。
- (3) 学生・会員のスポーツ振興および福利厚生に対する援助。
- (4) 総会、講演会および懇談会の開催。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(事務局)

第5条 本会は、その事業を行うため、事務局を置き会務を処理する。

(支部)

第6条 本会は、総会の議を経て支部を置くことができる。

2 支部の規程は別に定める。

第 2 章 会 員

(種別)

第7条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 本学学生(留学生を除く)の保護者および専任教職員。
- (2) 賛助会員 留学生の保護者および本会の目的に賛同した個人または団体で理事会において承認した者。
- (3) 名誉会員 本会に功労のあったものまたは学識経験者で総会において推薦された者。

(会費)

第8条 会費は、入会金と年会費の2種とし、会員は所定の会費を納入しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には分納することができる。

2 会費は別に定める。

第3章 役員

(種別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 人 |
| (2) 副会長 | 2 人 |
| (3) 理 事 (会長および副会長を含む) | 若干名 |
| (4) 評議員 (理事を含む) | 若干名 |
| (5) 監 事 | 2 人 |

(選任)

第10条 会長、副会長、理事、監事は総会において、正会員の中から選任する。

2 評議員は、会長がこれを委嘱する。

(任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を分担し、会務の執行を決定する。

4 評議員は、評議員会を構成し、会務を審議し、会務の処理に当たる。

第4章 会 議

(種別)

第13条 本会の会議は、総会および理事会ならびに評議員会の3種とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第15条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定。
- (2) 事業報告の承認。
- (3) その他本会の運営に関する重要事項。

2 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を執行する。

- (1) 総会の議決した事項。
- (2) 総会に付与すべき事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(評議員会)

第16条 次の事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 総会の承認を必要とする事項。
- (2) 会則の変更。
- (3) 会則の施行細則に関する事項。
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めた事項。

(招集)

第17条 会議は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開催の日の2週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 理事会および評議員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第19条 会議は、総会においては会員の5分の1以上、理事会および評議員会においては、それぞれの構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第20条 総会、理事会および評議員会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、それぞれ出席会員、出席理事および出席評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合、議長は、議決に加わる権利を有しない。

3 総会、理事会および評議員会の議事に関する修正提案については、第1項の定めにかかわらず、実出席会員または理事または評議員の5分の3以上の同意をもって決する。

4 緊急動議については、実出席会員または理事または評議員の5分の3以上の同意を得た場合に限り、次の総会または理事会または評議員会において継続審議するものとする。

(委任および書面表決)

第21条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員または理事または評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、またはその他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第19条ならびに第20条第

1 項の規程の運用については、出席したものとみなす。

第 5 章 資産および会計

(資産の構成)

第22条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 会員の拠出金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(予算および決算)

第23条 本会の収支予算は、年度開始前にあらかじめ評議員会の承認を得て理事会が編成し、これを暫定予算として施行する。この暫定予算は、通常総会に付議し承認を得なければならない。

2 本会の収支決算は、年度終了後3か月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を得て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 会則の変更

(会則の変更)

第25条 この会則は、総会において出席会員の5分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

附則

- 1 この会則は、昭和54年6月30日から施行する。
- 2 この会則は、平成8年6月22日から施行する。
- 3 この会則は、平成9年6月21日から施行する。
- 4 この会則は、令和3年6月26日から施行する。

保護者各位

千葉工業大学同窓会
会長 岩 舘 和 巳

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたびは、ご子息、ご息女の千葉工業大学ご入学を心からお祝い申し上げます。

千葉工業大学同窓会は会員相互の親睦を厚くし、知識の交換を図り母校の発展に寄与することを目的としております。

96,000名を超える卒業生会員を有し、在学生の学生会員ならびに教職員会員と共に活動しております。在学生の支援として、大学行事援助、就職活動援助、学生県人会の開催などに協力し、学生生活をサポートできるよう努めております。

本部を大学内に、支部を全国都道府県に設置し、密接な連絡を取りながら運営を行っております。特に9の企業支部、50の県支部では、Uターン就職やインターンシップ希望者に対し、積極的に情報提供を行っております。

同窓会会費はご子息、ご息女の在学中に終身会費として分納していただくことになっておりますので、下記によりお振込みくださるようお願い申し上げます。

敬 具

終身会費	総額40,000円
納入方法	年額10,000円 4年間分納

- (1) 終身会費は入学時より卒業までの4年間に年額10,000円ずつ分納していただきます。
- (2) 終身会費を分納していただいている方は、在学中、学生会員となります。
- (3) 在学中に終身会費40,000円全額を完納していただくことにより、ご卒業と同時に同窓会終身正会員となります。

(注) 同窓会費につきましては、入学金以外の納付金(P.6参照)として含まれております。

アパート・マンション紹介および学生総合補償制度のご案内

本学が100%出資して設立しました株式会社シー・アイ・ティ・サービスでは、学生・教職員の福利厚生を目的として事業を展開しております。

この会社では、一人暮らしを始める方へのアパート・マンション等を紹介すると共に、在学中に発生した傷害事故等の補償を中心とした任意加入の「千葉工業大学学生総合補償制度(学生・こども総合保険)」を取り扱っております。

詳しい内容につきましては、同社のWebサイト(下記URL)をご覧ください。

【問い合わせ先】

株式会社シー・アイ・ティ・サービス

千葉県習志野市津田沼 2-17-1 千葉工業大学津田沼キャンパス内

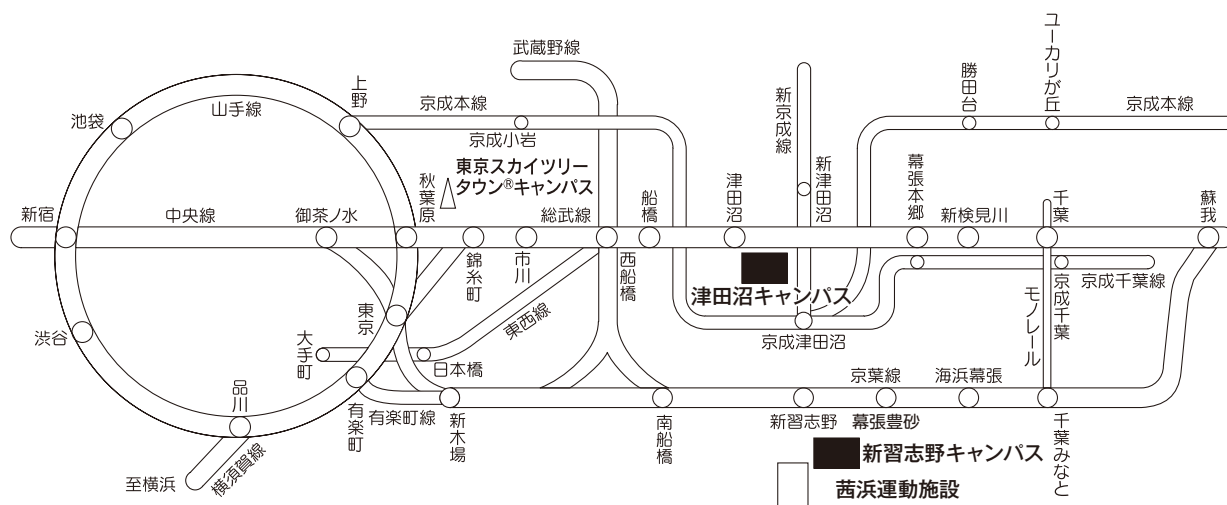
TEL 047- 478- 0593

URL <https://www.cit-s.com/>

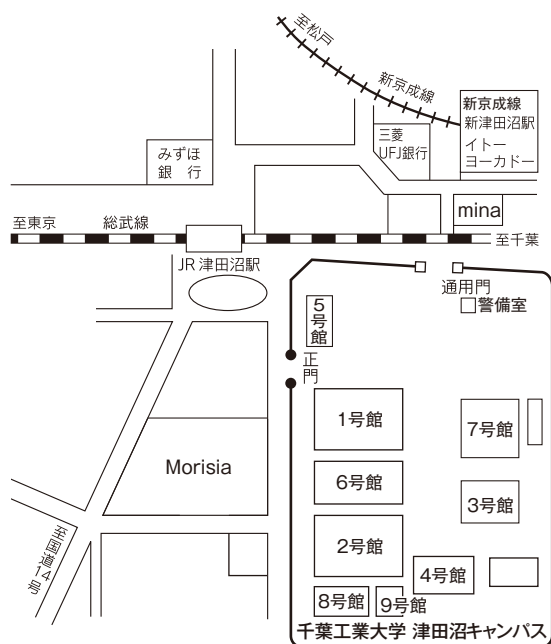
「個人情報の取扱いについて」

1. 学生登録情報等からご提供いただく学生・身元保証人のお名前・ご住所・電話番号・Eメールアドレスなどの個人情報は、修学ならびに学生生活上の指導目的で利用します。
また、発送業務につきましては、本学と業務契約を締結している会社はその業務を委託することがあります。
2. 学生・身元保証人より収集させていただいた個人情報は、不正アクセス、紛失、改ざん、窃取がないように適切に管理し、収集目的の範囲内でのみ利用させていただきます。
3. 学生・身元保証人より収集させていただいた個人情報を学生・身元保証人にあらかじめ示した提供先以外の第三者に提供、開示いたしません。また、提供先に対して、個人情報の適切な管理を徹底いたします。
4. 収集させていただいた個人情報を、本学または本学の関係会社が取扱う商品、サービスに関する業務に利用したり、あるいは当該個人情報に基づいて、これらの商品、サービスに関する情報を学生・身元保証人に提供させていただくことがあります。もし、学生・身元保証人がこのような利用、情報提供をご希望されない場合、学生・身元保証人が個人情報の登録をされた窓口にお申し出いただければ中止いたします。
5. 学生・身元保証人に登録いただいたご自身の個人情報の確認、訂正、削除は、学生・身元保証人が個人情報の登録をした本学の窓口にお申し出いただければ対応させていただきます。

交通機関案内図



■津田沼キャンパス案内図



■津田沼キャンパス (3・4年次)

千葉県習志野市津田沼 2-17-1

J R 総武線 / 津田沼駅前(南口)

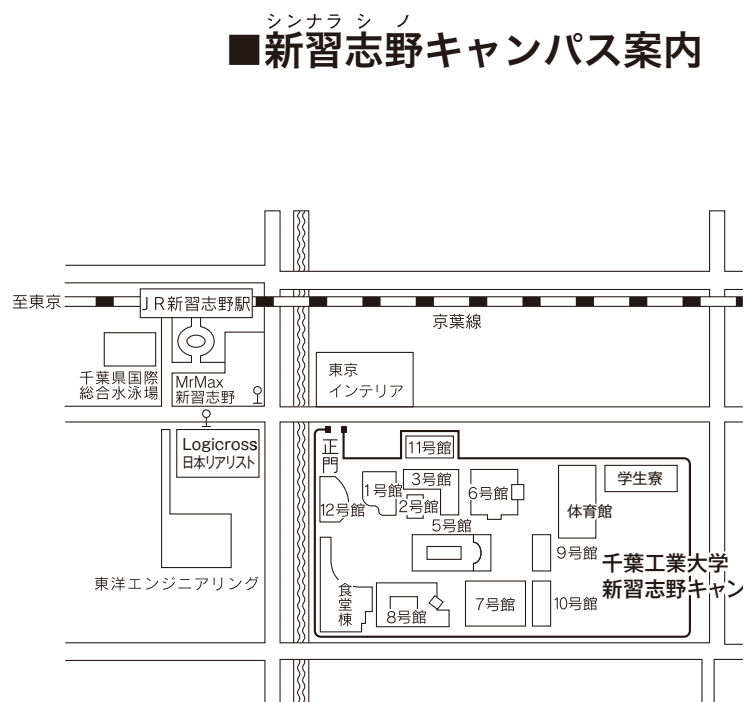
東京駅 — 津田沼駅 (28分)

新京成線 / 新津田沼駅から徒歩 3分

京成本線 / 京成津田沼駅から徒歩 10分

京成上野駅 — 京成津田沼駅 (38分)

■新習志野キャンパス案内



■新習志野キャンパス (1・2年次)

千葉県習志野市芝園 2-1-1

J R 京葉線 / 新習志野駅南口から徒歩 6分

東京駅 — 新習志野駅 (31分)

J R 総武線 / 津田沼駅南口バスターミナルから

京成バス 新習志野駅行(約15分)で

「千葉工業大学入口」下車 徒歩 3分



千葉工業大学

問い合わせ先／入試広報部

〒275-0016 千葉県習志野市津田沼2丁目17番1号

TEL 047-478-0222〈直通〉

FAX 047-478-3344